

■令和2年度第7回（第307回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和3年1月15日（金）午後2時00分～午後2時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、教育長、都市戦略本部長、
財政局長、総務局長、総合政策監、環境局長

【議 題】 「(仮称)第2次さいたま市環境基本計画」の策定及び「気候非常事態宣言」
について

< 提案説明 >

「(仮称)第2次さいたま市環境基本計画」の策定及び「気候非常事態宣言」について、
環境局長から次のような説明があった。

- ・「(仮称)第2次さいたま市環境基本計画」については、SDGsの採択及びパリ協定発効等の情勢変化や、我々の生活に変化をもたらした新型コロナウイルス感染症への対応など、環境を取り巻く動向の変化を踏まえること、また、上位計画である「次期総合振興計画」との整合を図ること。3点目として、関連する個別計画を包含することで計画の進行管理等を一体的・総合的に行い、環境審議会の意見・評価をいただきながら、環境政策の充実を図っていくことを基本的方針として策定作業を進めてきた。
- ・総合振興計画基本計画の環境分野の政策を受けて、本計画においては5つの基本目標を設定しており、総合振興計画基本計画の成果指標についても、本計画の基本目標の上位の成果指標として設定することで、総合振興計画と一体的な進捗管理をしていくこととしている。また、総合振興計画の重点戦略と整合を図る形で、本計画においても6つの重点施策を整理しているところである。
- ・本計画については、現行の「地球温暖化対策実行計画」、「エネルギースマート活用ビジョン」、「水環境プラン」、「環境教育基本方針」という環境分野の5つの個別計画を包含した形で策定している。そのうち、「地球温暖化対策実行計画」及び「水と生きものプラン」については、取組の掲載量が多いことから、環境基本計画自体にはコンセプトのみを掲載し、詳細については別冊として作成することとしている。
- ・本計画の対象範囲は多岐に及ぶため、地球温暖化から環境保全活動までの5つの視点で分類した上で施策を体系化している。
- ・計画期間は、総合振興計画と同様に令和12年度を計画の最終年度とし、中間年である令和7年度に見直しを行う予定である。
- ・本計画については、目指すべき環境像として「豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市」を掲げ、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsなどの様々な視点を踏まえた環境施策を推進するとともに、多様な主体と連携することで、経済・社

会が同時に成長する「マルチ・ベネフィット」を創出し、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会への移行を目指す計画としている。

- ・また、本計画の施策の柱ごとにSDGsの目標を表示することで、施策同士の関連性を分かりやすくするとともに、SDGsを意識した施策の推進を図っていく。
- ・今後のスケジュールについては、4月からの計画施行に向け、2月定例会において報告後にパブリックコメントを実施し、環境審議会からの答申を受け、3月中に計画を策定する予定となっている。
- ・続いて、「気候非常事態宣言」の実施について御審議をお願いする。
- ・この宣言は、昨年2月定例会において、議員提出議案として「気候非常事態宣言の制定を求める決議」がされたことを受けて、宣言の発出を考えているものである。
- ・宣言の趣旨については、近年、気候変動による影響が頻発化・激甚化しており、脱炭素社会の実現が国、地域を超えてあらゆる主体が共に取り組むべき喫緊の課題となっており、この宣言を通じて、市民・事業者・行政のあらゆる主体が危機感を認識・共有し、各主体それぞれが自らの責任と役割を理解し行動するなど、地域での積極的な取組を促していくことを目的としている。
- ・気候非常事態宣言は、2016年12月にオーストラリアのデアビン市が世界で初めて宣言し、COP25（気候変動枠組条約第25回締約国会議）をきっかけに、様々な国や市議会、自治体に広がり、海外では1,000以上の自治体が宣言している。日本では、長崎県壱岐市が初めて宣言し、政令指定都市では、相模原市、千葉市が宣言するなど、現時点で40自治体が宣言しているところ。
- ・宣言文の構成としては、3段階の構成としている。まず、背景の部分では、気候変動の影響が身近に迫り大きな脅威となっていること、その影響は今後更に高まると考えられ、非常事態に直面していることなどについて記述する。
- ・次に、本市の立ち位置として、こうした状況を受けてゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明し、「SDGs未来都市」として持続可能なまちづくりを先導する役割を担っている旨を記述する。
- ・最後の結びでは、今必要なことは一人ひとりの意識と行動であり、危機感をあらゆる主体が共有し、一丸となって行動するため、気候非常事態を宣言する、という形で結ぶこととし、全体構成としてはA4版1枚程度を考えている。
- ・今後のスケジュールについては、2月定例会において環境基本計画の報告とともに、宣言の趣旨等を報告した後にパブリックコメントを実施することを考えている。

< 意見等 >

- ・環境基本計画について、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロという最終目標からバックキャストした目標設定になっているのか。
→そのとおり。御指摘の趣旨の記述も行っているところ。
- ・昨年、ゼロカーボンシティを目指す旨の表明も行ったが、あの表明を受けて進めていく取組を具体化したものがこの環境基本計画であると理解してよいのか。
→そのとおり。
- ・気候非常事態宣言を宣言したことに伴い、新たな取組等を展開していくことになる

のか。

→本日御審議いただいている環境基本計画に沿って取組を進めていきたいと考えている。

- ・ 宣言を行ったことで具体的にどのような取組が必要になるのかについては、今一度整理が必要ではないか。
→御指摘を踏まえて、引き続き検討してまいりたい。
- ・ 宣言文中に具体的な取組や行動に関する記述が必要ではないか。
→他都市においても御指摘の記述がある自治体とない自治体がある。そうした状況も踏まえて、引き続き検討してまいりたい。
- ・ 環境基本計画が今後10年の取組を記述した計画であるから、気候非常事態宣言は今後30年程度を見据えた文章となるのがよい。
→御指摘を踏まえて、引き続き検討してまいりたい。
- ・ 昨年のゼロカーボンシティを目指す旨の表明と気候非常事態宣言との棲み分けは。
→大局的な趣旨や目指すべき最終目標は同じであるが、ゼロカーボンシティを目指す表明が本市としての取組に主眼を置いているのに対して、気候非常事態宣言は本市だけでなく、市民や事業者等も含めたあらゆる主体が危機感を共有して、それぞれの責任の中で行動していくことに主眼を置いたものとなっている。

< 結 果 >

「(仮称)第2次さいたま市環境基本計画」の策定及び「気候非常事態宣言」については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 「気候非常事態宣言」については、宣言するだけに留まらず、具体的な取組の方向性についても盛り込めるよう検討を進めること。

< 会 議 資 料 >

- ・ 「(仮称)第2次さいたま市環境基本計画」の策定及び「気候非常事態宣言」について
- ・ さいたま市気候非常事態宣言(素案)